

立憲民主党が提案する就労促進支援給付は財政支出が前提（野田佳彦代表）



エコノミスト Economist Report リポート

就労促進支援給付

財政支出が一切いらぬ

「年収130万円の壁」対策

妻が新たに支払う保険料を究極的な財源とする「卒扶養手当」を、夫の雇用先が夫に支払う制度を筆者は提案する。

八田 達夫（アジア成長研究所理事長）

夫が加入する健康保険のサービスと厚生年金からの基礎年金とを、追加の保険料なしで受けることができる。しかし、妻の年収が130万円を超えて扶養を卒業すると、彼女自身が社会保険料を負担しなければならなくなるため、世帯全体の手取りが減少する。これが「130万円の壁」である。

として設計されている。

一方、自民・公明・維新も、「130万円の壁」による働き控への解消のため、同様の仕組みに基づく助成金を導入する方針に合意した。この立憲民主党案のバリエーションも、財政支出を前提とした制度案である。

ける。しかし、「就労支援給付」と異なり、新たな財政支出が不要である。以下では、卒扶養手当のうち、健康保険料と基礎年金保険料のそれぞれに対応する部分の設計を説明したあと、その実現のために政府が整備すべき制度と税制を論じよう。

健康保険料への消失手当

最初に健康保険料が作り出す壁を解消する手段を考えよう。

まず扶養を卒業した妻が、国民健康保険（市町村国保）に入る場合を考える。妻が扶養を卒業した時点で、払い始める保険料に等しい額（年10・2万円）の手当を夫の雇用先は夫に支給して、その時

立憲民主党は、「130万円の壁」を取り除くために、政府が妻に対して「就労促進支援給付」を支給する提案をしている。

厚生年金に加入している給与所得者の妻の年収が130万円未満であれば、妻は被扶養者として、

立憲民主党案は、配偶者特別控除のように、妻の収入が増加するにつれて、控除額を少しずつ削減することによって世帯の手取りをスムーズに増加させ続けるもので、壁を取り去る策としては、優れた特質を持っている。ただし、この提案は追加の財政支出を前提

夫の雇用先が夫に支払う制度を提案する。就労促進支援給付と同様に、この手当の給付額は、妻の年収が130万円を超えた時点では、妻の保険料納付額に等しいが、妻の年収が増加するにつれて減額されるため、世帯の手取りは増加し、夫の雇用先の利益も増加し続

点における妻の保険料負担を相殺する。その後に、妻の収入が1万円増える」とに、この手当額を例えば1500円ずつ減らした額を支給するとしよう。この消失手当（収入が増えるにつれて給付額が次第に減少する手当）を「健保（保険料還付）手当」と呼ぼう。

この手当の下では、妻の年収が130万円に達した時点で、妻の世帯の手取り額は減少しない。さらに年収が1万円増えることに手取り額は約7000円（1万円－1500円－1500円）ずつ増える。ここで2番目の1500円は、年収が1万円増えることの国保保険料の増分である。したがって、健康保険料による130万円の壁は除去される。

一方、妻が扶養を卒業すると、その時点で夫の雇用先の健保組合（協会けんぽなども含めて）は、妻への医療保険サービスを給付しなくて済むことになる。卒業前の妻に対して健保組合が負担していた医療サービスの平均給付額（すなわち組合の節約額）は、夫に支給し始める健保手当額（10・2万円）を上回る（子育てが一段落した45歳から55歳の1人当たり平均医療費は、14万円から18万円の間である〈厚生労働省「2022年度国

民医療費の概況〉<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kiryohi/22/dl/data.pdf>）。このため、健保手当の下では、妻の卒業は組合の利益を向上させる。

次に、扶養を卒業した妻が、彼女の雇用先の健康保険組合に加入する場合、健康保険料（約6・6万円）は国民健康保険料（10・2万円）より低いか、上記の額の健保手当の下では働き続ける十分なインセンティブが与えられる。

したがって、健保手当は、妻が国民健康保険に加入しても、自身の勤め先の健保組合に加入することになっても、税による追加の財政的補助なしに、健康保険料による130万円の壁を崩してくれる。

年金保険料への消失手当

次に、基礎年金保険料がもたらす壁の解消について考えよう。

現行制度の下では、給与所得者の妻が被扶養者であると、対価を支払うことなく基礎年金を受給できる。しかし、扶養を卒業した妻は、①国民年金に加入するか、②雇用先の厚生年金組合員となり、保険料を払うことになる。

まず国民年金に加入する場合に

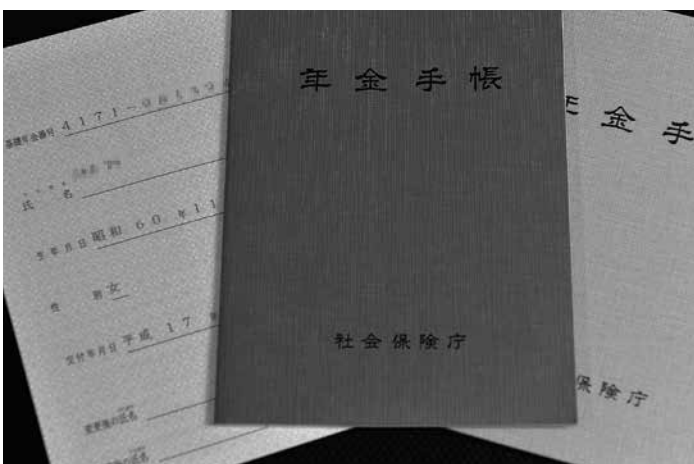
は、妻は日本年金機構に、年20・4万円の国民年金保険料を払うことになる（金額は2024年度）。この結果、年金機構の収入は、彼女が支払う新たな国民年金保険料の分だけ増える。一方、年金機構による基礎年金（この場合は国民年金という名称）の給付額は不変なので、その利益は増える。したがって、年金機構は増えた収入の一部を妻に還付しても、利益を増やすことができる。

そこで、年金機構は扶養を卒業した妻が支払い始める国民年金保険料に等しい20・4万円を、その時点で妻に還付し、その後、妻の収入が1万円増えるごとに、この還付額を例えば3000円ずつ減らす「消失還付」を支給することにしよう。

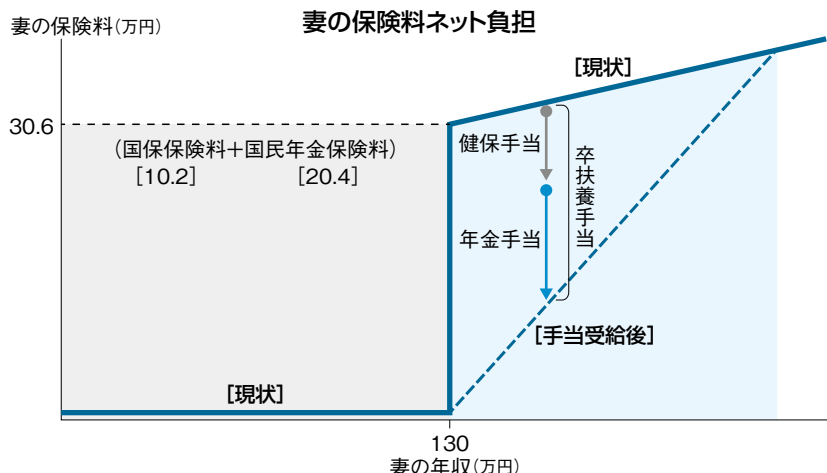
この還付が行われれば、扶養を卒業した時点では、妻が払い始める年金保険料の全額が補填（ほてん）されるため、世帯全体の手取り額は不変であり、年収がさらに1万円増えることに、手取り額は7000円（＝1万円－3000円）増える。したがって、妻の年収が増えるにつれて、世帯全体の

手取り額は増え続けるから、年金保険料の「壁」は除去される。

他方、扶養を卒業した妻が雇用先の厚生年金に入った場合には、納付した年金保険料およびそれと同額の雇用先負担分が、雇用先から年金機構に納められる。しかも、将来基礎年金が給付される時点では、給付額の半分が国庫負担される。したがって、年金機構は増えた収入の一部を消失還付できる。妻が自身の雇用先に払う厚生年金保険料（最大12・8万円）は、国民年金保険料（20・4万円）より低いから、国民年金に加入した場



国民年金でも厚生年金でも妻が加入しても、家計の手取りは減らない



(出所) 筆者作成

合と同額の還付額で、年金保険料による130万円の壁はやはり取り除かれる。

つまり、上の方式の還付は妻が国民年金に加入しても厚生年金に加入することになっても、税による追加の財政補助なしに、年金保険料による130万円の壁を崩してくれる。

ところで、年金機構が妻に与える消失還付は、夫の雇用先企業に委託して、夫に対して「年金（保険料還付）手当」として、代行支

給してもらうことができる。夫の企業が追加の負担をせずに代行支給するためには、夫の企業が年金機構に定期的に納付している夫の年金保険料の額を年金手当の額だけ差し引けば済む。その場合、夫の雇用先は夫に対して、妻の国民年金保険料相当額を当初の手当額とする年金手当を支給し、妻が支払う年金保険料を間接的に還付することになる。

扶養を卒業した妻の夫に、夫の企業が支給する健保手当と年金手当の合計が「卒扶養手当」である。妻の年収が130万円に達した時点で、合わせて30・6万円（10・2万円＋20・4万円）の卒扶養手当が支給され、その後、彼女の所得が1万円増えるごとに、4500円（1500円＋3000円）ずつ手当額が減らされる。結果的に、彼女が年収130万円を超えて働き、収入を上げていくにつれて、世帯全体の手取り収入は増え続ける。このため、健康保険料についても基礎年金保険料についても壁は消える。これは図示できる。青実線の高さは、妻の年収に対する

現行制度の下での妻の保険料のネット負担を示している。この線の鉛直部分が年収の壁に対応している。一方、卒扶養手当を受給すると、その分だけ負担が相殺されるので、妻の保険料ネット負担は右上がりの青実線から右上がりの点線まで下がる。つまり手当受給後のネット負担額からは鉛直部分がなくなり、年収の壁は消える。

卒扶養手当を贈うために、税財源を一切用いないことが、立憲民主党案との際立った違いである。

卒扶養手当のための制度

企業による卒扶養手当を可能にするために必要な制度改革は次の二つである。

第一は、年金機構が究極的には妻に与える年金保険料の消失還付を、夫の雇用先が代行支給できる制度を整えることである。そのためには、妻の年収が年金手当支給対象額の範囲内にあるときには、彼女がどこの機関に保険料を払っているかを問わずに、夫の雇用先は年金機構への定期的な納付額を自動的に減らせる制度にすればよい。減額された納付額を、夫の企業が支給する卒扶養手当のうちの年金消失手当部分の原資とするこ

とができる。

第二は、卒扶養手当を非課税にすることである。もし、この手当が夫の所得としてみなされ、夫に高い所得税率がかけられれば、妻の労働意欲は抑制される。一方で、妻の低い所得税率による税を、夫の雇用先で源泉徴収しようとする、と、税収額が低いにもかかわらず、徴税が複雑になる。卒扶養手当を、通勤手当のように非課税にすれば、徴税実務を簡素に保てる。なお、卒扶養手当を非課税にしても、扶養を卒業した妻は、卒扶養手当以外の増加した年収に対して所得税を払うから、彼女の卒業によって、税収は増える。

卒扶養手当の下では、妻の年収の増加とともに、妻の世帯の手取り額は増え続ける。しかも、社会保険の保険料徴収や給付支給を行う機関の利益は、増えることはあっても減ることはない。このプラササムが実現できるのは、壁の除去の結果、妻の年収が増え続けるため、手取りと利益の両方の増大の財源になるからである。卒扶養手当を導入すると、財政支出を一切用いずに、立憲民主党の就労促進支援給付が意図する130万円の壁を除去できる理由は、ここにある。